ホテル業向けガイド

ホテル業の外国人受入れ、ここが変わる！　1／3

技人国の厳格化

ホテル・旅館で技人国に任せられる業務・任せられない業務、
不許可が続出している3パターン、派遣・清掃委託の注意点、
実態調査への備え、企業が今やること



行政書士法人タッチ

本資料は公表資料に基づく一般的な情報です。個別の案件については無料相談をご利用ください。

この資料の結論

ホテル・旅館の技人国、押さえるべきことは3つ

1

技人国に置かれているのは「フロント」と「企画・広報」

接客・レストランサービスは特定技能。従業員を指導しながら行う業務は特定技能2号で、技人国ではありません。

2

不許可は「虚偽申請型」「誤認型」「混在型」の3パターン

ホテル・旅館で最も多いのは混在型（午前はフロント、午後はレストランのホール）。判定の軸は「臨時か、恒常か」。

3

対策は、書き出す → 振り分ける → 個別に決める

着手ラインは在留期限の6か月前。派遣で受け入れている人も対象。

この資料の構成

6つの章で、ホテル・旅館の技人国を整理します

1
厳格化の流れ
2026年に何が決まったか

2
ホテルで技人国が働ける業務
部門別の〇×と、フロントの言語能力

3
不許可が続出している3パターン
虚偽申請型・誤認型・混在型

4
派遣・清掃委託の注意点
派遣先に求められること、委託先の確認

5
実態調査が増加する
法務省の基本計画と、食い違ったときの影響

6
やること3つ
棚卸しの手順と記入例

2026年、技人国をめぐる運用はどう変わったか

- ✓ 特定技能の対象分野で、技人国・特定技能・育成就労それぞれの活動内容が業種別に示された。宿泊分野も対象
- ✓ 従来どおりの受入れでは、更新の不許可や、場合によっては不法就労助長罪に問われるケースも想定される
- ✓ ホテル・旅館では、フロントや通訳として雇用してきた技人国の言語能力の立証が新たに求められるようになった

47,007人

宿泊業で働く外国人労働者
（2025年10月末）

厚生労働省「外国人雇用状況」の届出状況まとめ。在留資格別の内訳は宿泊業・飲食サービス業の合算のみ公表

本資料では、技人国（技術・人文知識・国際業務）の社員を雇用するホテル・旅館に関係する変更点に絞って整理します。

2026年の主な動き（4件）

2026年1月

対比表の公表

入管庁が「技術・人文知識・国際業務と特定技能の違いについて」を公表し、業種別に専門業務と現場業務の区分を明示（宿泊分野を含む）。1月23日の関係閣僚会議決定で、在留資格に該当しない業務への従事を調査し厳格に運用する方針を明記

2026年3月9日～

派遣の誓約書

派遣で働く技人国について、派遣元・派遣先の双方に誓約書の提出を義務化（申請分から）

2026年4月15日

運用指針の改定

①ホテルフロント業務などの接客・通訳で主に言語能力を使う場合はCEFR・B2相当の立証が必要（カテゴリー3・4は申請時に提出必須）　②特定技能・技能実習で受入れ停止中の企業は技人国も受入れ不可

2026年7月

基本計画の公表

第2次出入国在留管理基本計画。現場業務に従事する技人国を「対応が必要な不適切な事案」と明記し、事業所への実態調査など情報収集手段の強化を方針として記載

4件はいずれも、技人国の活動範囲（専門業務か現場業務か）の確認を厳格にする方向の変更です。